

第七回国会 衆議院 法務委員会 議録 第二十九号

昭和二十五年四月十五日(土曜日) 午後三時二十七分開議

出席委員

- 委員長代理理事 山口好一君
- 理事 富三君 理事 角田 幸吉君
- 理事 小玉 治行君 理事 田嶋 好女君
- 佐瀬 昌三君 古島 義英君
- 松本 弘君 眞鍋 勝君
- 武藤 嘉一君 大西 正男君
- 加藤 充君 世耕 弘一君

- 委員外の出席者
- 専門員 村 敦三君
- 専門員 小本 貞一君

本日の全議に付した事件
 弁護士法第五條第三号に規定する大
 学を定める法律案起草に関する件

○山口(好)委員長代理 これより会議
 を開きます。

委員長が所用のため、理事の私が委
 員長の職務を行います。
 本日の日程に入ります前にお語りい
 たしたいことがあります。去る三月十
 日寧波川町における入極障問題など
 に関して証人より証言を求めたのであ
 りますが、去る二月二十八日に本問題
 に関する派遣委員よりの調査の結果と
 相まつて、証人よりの証言の結果につ
 きましても、議長に調査報告書を提出
 いたすことにはいたしたいと存じませ
 すが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口(好)委員長代理 御異議がなけ
 ればさよう決定いたします。

なお報告書の作成に關しましては、

第一類第四号

法務委員会議録第二十九号 昭和二十五年四月十五日

派遣委員と協議の上作成したいとい
 存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山口(好)委員長代理 御異議がなけ
 ればさようとりはからいます。

○山口(好)委員長代理 次に弁護士法
 による大学指定に関する小委員長よ
 り、小委員会の結果につき発言いたし
 た旨の申出がありますので、この際
 これを許します。北川定務君。

○北川委員 弁護士法第五條第三号に
 規定する大学を定める法律案につきま
 しては、さきに二月十四日、小委員
 会を設けて立案起草にあたり、小委
 員会を開くこと数回、三月二十八日に
 一応の成案を得ました、これを法務委
 員の方々に内示した上、ただちに關係
 方面の了解を求める手続をとりまし
 た。この間弁護士連合会の促進方の陳
 情もあり、昨日關係方面の了解を得ま
 したので、本日ここに正式に法務委員
 会に報告する次第であります。

御承知の通り弁護士法は法務委員会
 が議員立法として起草し、第五回国会
 におきまして制定した法律であります
 が、付屬法令としてただ一つ残つて
 おります。それはいかなる大学の教授
 または助教が弁護士資格を有する
 かを定める法律を制定することであり
 ます。小委員会におきましては弁護士
 連合会、文部省等の意見を求めて審議
 したのであります。この際大学を指
 定するにつき二つの考え方がありまし
 た。一つは抽象的、原則的、總括的に

大学制度によつて大学を指定して行く
 考え方があります。これによると、こ
 の法律一つで大学が定まり、資格のあ
 る大学が制度的に定まるわけでありま
 す。裁判所施行法ではこの考え方で大
 学を定めております。他の一つは具体
 的列挙的に、個別的に大学を指定して
 行く考え方があります。これによりま
 すと、毎年または毎国会、資格のあ
 る大学ができることに法律を改正して
 行かなければならぬのであります。

○北川委員は当初におきまして、こ
 の方法を希望しておつたのでありま
 す。しかしながら小委員会において
 は、二つの考え方を比較研究いたしま
 した結果、現実に弁護士の登録請求が
 あつた場合には、この二つの考え方は
 結果においてほぼ同様であることがわ
 かつたわけでありました。そこで立法技
 術としては第一の考え方がすぐれてい
 ると考えられましたので、この方法を
 採用することにいたしましたのでありま
 す。従つて裁判所施行法と原則的に異
 なるところはなないのであります。條文
 を読み上げることいたします。

○北川委員は当初におきまして、こ
 の方法を希望しておつたのでありま
 す。しかしながら小委員会において
 は、二つの考え方を比較研究いたしま
 した結果、現実に弁護士の登録請求が
 あつた場合には、この二つの考え方は
 結果においてほぼ同様であることがわ
 かつたわけでありました。そこで立法技
 術としては第一の考え方がすぐれてい
 ると考えられましたので、この方法を
 採用することにいたしましたのでありま
 す。従つて裁判所施行法と原則的に異
 なるところはなないのであります。條文
 を読み上げることいたします。

附則
 この法律は、公布の日から施行す
 る。

次にこの條文によつていかなる大学
 が現在指定されるかと申しますると、
 次の通りであります。

○北川委員は当初におきまして、こ
 の方法を希望しておつたのでありま
 す。しかしながら小委員会において
 は、二つの考え方を比較研究いたしま
 した結果、現実に弁護士の登録請求が
 あつた場合には、この二つの考え方は
 結果においてほぼ同様であることがわ
 かつたわけでありました。そこで立法技
 術としては第一の考え方がすぐれてい
 ると考えられましたので、この方法を
 採用することにいたしましたのでありま
 す。従つて裁判所施行法と原則的に異
 なるところはなないのであります。條文
 を読み上げることいたします。

- 北海道 大学
- 東北 大学
- 東京 大学
- 名古屋 大学
- 京都 大学
- 大阪 大学
- 九州 大学
- 東京商科大学
- 神戸商科大学
- 大阪商科大学
- 慶應義塾大学
- 早稲田大学
- 明治大学
- 中央大学
- 日本大学
- 法政大学
- 専修大学
- 関西学院大学
- 関西大学
- 同志社大学
- 立命館大学
- 愛知大学
- 京城帝国大学

台北帝国大学
 建国大学

條文について申し上げますと、裁判
 所法施行法と異なるところは、わずか
 に新制大学に附置される大学院は法律
 學に關係のあるものに限るとすること
 と、旧満洲国の建国大学を入れてある
 ところだけあります。法律學に關
 係する大学院とは農學部や、醫學部
 の教授、たとえば農業法担当や、法醫學
 担当の教授は弁護士になれないとい
 う意味であります。建国大学については
 旧大學令の適用がないだけで、内容學
 力は他の帝國大學と差異はありません
 し、適用を受ける教授も僅々数名にと
 どまるので、これを入れた次第であり
 ます。

なお文部省の報告によりますれば、
 今年四月以降大學院の附置を申請して
 いる新制大學は四つの大學であります
 が、これも旧制大學が新制大學にかわ
 るだけで、大學の数はふえないとい
 うことであります。弁護士会もこの案に
 賛成せられ、すでに昨年より弁護士登
 録申請も出ておりますので、すみや
 かに成立するように希望いたされ、関
 係方面にもこの法案が早く了解を得ら
 れるよう陳情されたのであります。
 小委員会としては、この法案ができる
 だけ早く法務委員会において可決され
 ることを希望いたしておりますのであ
 ります。

右小委員長として報告いたします。
 ○山口(好)委員長代理 ただいまの小

委員長の報告についてお諮りいたします。先ほど小委員長より報告がなされました弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案の本委員会の成案といたし、なお本法案を委員会提出法律案といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口(総)委員長代理 御異議なければさよう決定いたします。

本日日程について何か御質疑はありませんか。別に御質疑がなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会